



社協だより

54号

平成27年3月1日

《発行》社会福祉法人 八幡浜市社会福祉協議会 八幡浜市松柏乙 1101 番地

八幡浜市保健福祉総合センター2階 TEL 23-2940 FAX 23-0506

ホームページは [八幡浜市社協](#) まで

謝辞を述べられる、日土地区主任児童委員 道岡栄子さん

平成27年1月24日(土)、13時30分から16時まで、八幡浜市民会館大ホールにて、「平成26年度八幡浜市社会福祉大会」を開催しました(主催・八幡浜市社会福祉協議会)。大会当日は、晴天のもと約400名の方々にご出席いただきました。

この大会では、毎年地域福祉の推進にご尽力された個人・団体への表彰や記念講演を行っています。今年の記念講演は2部構成とし、『認知症』について学び、考えました。

表彰を受けた皆さまをご紹介します

1. 表彰の部

八幡浜市長表彰

[民生委員・児童委員功労]

二宮利美さん

(千丈地区民生児童委員協議会)

平成13年より民生児童委員に従事されています。地域の見守りや相談支援に熱心に取り組まれ、地区社協事業にも積極的に参画されています。

高橋兼造さん

(松蔭地区民生児童委員協議会)

平成13年より民生児童委員に従事されています。松蔭地区社協会長も歴任され、地区社協活動に積極的に取り組まれました。

加藤清子さん

(松蔭地区民生児童委員協議会)

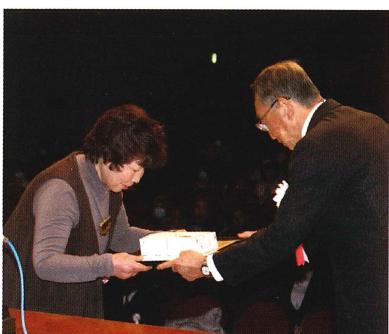
平成13年より民生児童委員に従事されています。地域の信頼も厚く、真面目に明るく、地区社協事業にも関わっています。



加藤清子さん



二宮利美さん



二宮悦子さん

[優良ボランティア(個人)]

江尻恭子さん(神山地区社協)
清家美穂さん(舌田地区社協)
二宮悦子さん(磯津地区社協)



八幡浜少年ホーム
今泉智博さん

[民生委員・児童委員功労]

道岡榮子さん

[民間社会福祉団体功労]

今泉智博さん

[優良ボランティア(団体)]

松柏唐獅子保存会

[優良地区社会福祉協議会]

千丈地区社会福祉協議会



双岩地区民協会長 浦田千尋さん

[優良地区民生児童委員協議会]

双岩地区民生児童委員協議会



千丈地区社協 宮岡昭吉さん

2. 感謝の部

八幡浜市社会福祉協議会

感謝状

〔地域福祉功労(個人)〕

岡崎照子さん(江戸岡地区社協)

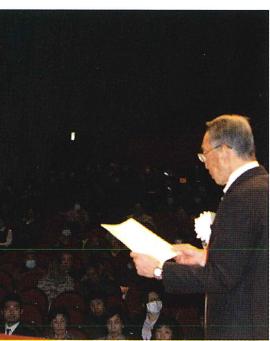
後藤三和さん(江戸岡地区社協)

岩見逸子さん(江戸岡地区社協)

上甲敦子さん(江戸岡地区社協)

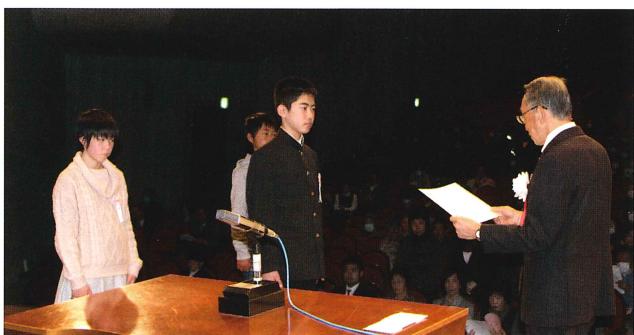
菊池壽兼さん(江戸岡地区社協)

中嶋正雄さん(神山地区社協)



中嶋正雄さん

〔地域福祉功労(団体)〕
合田祭り保存会
〔まごころ銀行〕預託(金銭)感謝 個人
井上和也さん
今川佐代子さん



仲良し保つと内のみなさん

〔「まごころ銀行」預託(金銭)感謝 団体〕

保内赤十字奉仕団

南予歌謡同好会

医療法人青峰会くじらグループ

八幡浜かもめスインググループ

保内カラオケ愛好会

仲良し保つと内(保内ブロック)

児童会・生徒会・連絡会

八幡浜陶芸会

南予地区カラオケ好き同好会

第1部は、坊ちやん劇場「完熟一期座」の劇団員のみなさんに、約40分の劇を披露していただきました。タイトル通り、認知症のおばあちゃんの徘徊が始まり、家族が混乱している様子から始まります。これまでと様子の変わったおばあちゃんを前に、対応に困る長男家族。そのような中で、中学生の孫が、帰る道

今年の社会福祉大会の記念講演は、2部構成で認知症について考えました。

劇団員のみなさんと、作曲担当の繁栄さん

記念講演 第1部 認知症劇「おばあちゃんが、おらんなつた」

演者・生玉千枝美さんのコメント

大勢の方に観劇していただき、感謝しております。涙を流しながら見ていただいた方もおられ、認知症がいかに身近に迫った家族の問題であるか、より痛感しました。家族みんなで寄り添うことの大切さに気付いていただければ幸いです。

が分からなくなつたおばあちゃんを見かけて、優しく話しかけ、手をつけないで帰宅します。民生児童委員にも相談に乗つてもらいながら、認知症で以前とは様子が変わつても、大切なおばあちゃんであることは変わらないのだと気付きます。

演劇の中で、「安心して徘徊できる地域になればいいですね」というセリフがありました。「完熟一期座」の演劇を通して、地域の中で認知症高齢者とその家族が生活していく上のヒントをいただいたと共に、私たち一人ひとりが少しずつでも認知症について理解していくことの大切さを学びました。

**記念講演 第2部
講演「生活習慣病と認知症予防」**



講演される森岡 明 先生

第2部は、旭町内科クリニック院長の森岡 明 先生にご講演いただきました。

厚生労働省認定認知症サポート医である森岡先生からは、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症などのそれぞれの症状について、脳の状態も合わせて分かりやすく説明していただきました。

その上で、認知症を予防するためには気を付けるべきことを教えていたしました。

など、具体例を挙げながらお話ししていただきました。

認知症高齢者は、2025年には65歳以上の高齢者の5人に1人になると推計されています。森岡先生は講演の中で、「認知症の最大の危険因子は加齢であり、考え方を変えれば、発症することは長生きの証拠と言える」とお話しされました。

認知症にも若年性認知症などさまざまなものがありますが、今回の記念講演を受け、発症しても安心して暮らせる街へ一歩近づいたのですな

■ 認知症を発症するか否かは、その人の生活習慣が左右することが大切。脳を活性化しておくことが大切。

■ 認知症予防に良い食材は、緑茶やカレー。緑茶はエピガロカテキン、カレーはクルクミンが含まれており、予防に有効とされている。

■ 一日の歩行距離が0・4km以下の人は、毎日3・2km以上歩いている人に比べて、アルツハイマー型認知症発症リスクが2倍になる。

平成26年度 虐待防止セミナー 私たちは、高齢者・障害者の 虐待・権利侵害にどのように 向き合うか

平成18年4月高齢者虐待防止法、平成24年10月障害者虐待防止法が施行されました。虐待を未然に防ぐためには、地域の中で、暮らしの中でどう取り組むとよいのか、本当に求められている取り組みは何なのか、権利擁護・虐待防止の基礎知識を学びます。

**平成27年
3月19日(木)**

会場
JAにしうわ5階
スターホール

**参加
無料**

対象
介護保険事業所、障害福祉サービス事業所、民生児童委員、行政、介護者、市民 約150名

講 義

「虐待・権利侵害にどう向き合うか」

講師 淑徳大学 准教授 山下興一郎 氏



1992年から2012年まで全国社会福祉協議会に勤務。認知症や障害をもつ方の福祉サービスの利用や日常的な金銭管理をサポートする「福祉サービス利用援助事業」(社会福祉協議会)の政策立案・実施に携わる。「沿岸民児協訪問事業」(岩手県民生児童委員協議会)への被災地支援、世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぱらっとフォーム世田谷」センター長など

内 容

18:00 ~ 18:30 受付

18:30 ~ 19:10 八幡浜市における高齢者・障害者の虐待の現状と取り組み

19:10 ~ 20:30 講義

申し込みは、八幡浜市社会福祉協議会
地域福祉課 (23-2940)

**市民と共に地域の暮らしを
支え合うという形**

権利擁護特集

『市民後見人養成講座』で
活動報告を行う和田後見支援員

和田はる子さん

昭和23年生、八幡浜市大平出身。58歳の時に「何か挑戦したい」との思いで宅地建物取引主任者(宅建)を取得される。

後見支援員としてAさん(50代男性、精神保健福祉手帳所持)と、生活支援員としてB子さん(70代女性、療育手帳所持)に定期的に会い、生活費を届けたり、日常生活の相談を受けるなど、市民団線で生活を支援している。

趣味は野菜づくり、三味線、洋裁、ご詠歌など。

大切にしている事は「遊戯三昧(ゆざんまい)…何事も楽しんで下さい!」現在、ご主人、犬1匹と生活を送っている。

八幡浜市社会福祉協議会（以下、社協）が取り組む法人後見事業と福祉サービス利用援助事業では、職員の他に市民の方々が生活支援員、後見支援員として活動をしています。

市民の方々がそれぞれの目線で、地域で暮らす方々の権利擁護の担い手として活躍されています。今回は、実際に支援を行っている後見支援員の和田はる子さんにインタビューを行いました。

社協だより

八幡浜市社会福祉協議会は、家庭裁判所からの審判を受け、成年後見人等に就任しています。本会と後見支援員は雇用契約を結び、後見業務のうち、被後見人等へ生活費を届けたり、必要な支払いなどの業務を担当しています。

—後見支援員をするようになったきっかけはなんですか？

社協のボランティア担当の方から声をかけられたのがきっかけです。「難しい事は出来ませんが……」と伝えると、利用者さんにお金を届ける手伝いだと言われ、「それだったら出来るかな」と思い、引き受けました。

—実際、支援員を始めた頃はどんな気持ちでしたか？

初めてお会いした時は、利用者さんと話すことがほとんど出来なかつたですが、社協職員が一緒に同行してもらっていたので、ゆっくりと関係を作ることが出来たと思っていました。お金を届けることに関しては、やっぱり他の人のお金であるという思いがあるのですごく緊張しました。社協から通帳を預かって銀行に行く時はバッグをしっかりと抱えていました。今もその緊張感は変わりません。

—現在、どのような業務内容かを教えてください。

後見支援員として現在担当しているのは、成年後見制度を利用されているAさんです。週に1回、社協からAさんの通帳を預かり、銀行で戻し手続きを行います。その後、病院代等の支払いを行い、Aさんに生活費をお届けしています。通帳の電気代やガス代などの振替の確認をご本人と一緒にを行い、Aさんに生活の様子やその日の体調などを伺つたりしながら30分ほど話をします。Aさんの様子は口頭やケース記録で社協職員さんに伝えています。

—後見支援員をされて和田さん自身に変化はありましたか？

支援を始めた頃は、話を少しする事だけでしたが、今では楽しい会話をしたり、声を出して笑って話をすることもあります。当日は、お会いする前から「元気かな」「どうしているかな」と思い、会うのが楽しみになっています。Aさんと関わると気持ちが白くなれる感覚になり、いろいろな生き方があるんだと感じたり、学ぶ事が出来ています。家族とは違う関わりの中で新たな気付きがあり、

今を淡々と生きていく事の素晴らしさ、難しさ、大切さを学ばせてもらっています。

—後見支援員をしていて感じる悩みや難しさはありますか。

病気が原因で、その症状が出ていると想われる事もあり、私の関わりで良いのか悩むことがあります。その時その時の姿を見るがままに受け止め、関わっていけるようにと思っています。私だけで判断が難しい事は、一人で悩まずに病院や施設の相談員さんに相談をしています。

福祉の知識や経験がほとんどないでの、私に何が出来るのか、私で良いのかと考えた事もありましたが、Aさんに寄り添う気持ちを大切にし、私に出来る事をさせていただこうと思っています。今の暮らしのままで良いのかなと思う事もありますが、

—最後に、講座での報告やこれまでの支援を振り返って



振り返ってみると、Aさんたちの変化に改めて気づき、コミュニケーションが取れるようになつた嬉しさや、自分の気持ちを伝えてくれるようになった事に喜びを感じています。また、いろんな人の生き方や歳の重ね方があると自分の中で違う世界が広がりました。支援員という立場や仕事という事だけではなく、地域の方々の考え方いや声掛けが広がればいいなと思うようになりました。

価値を押し付ける支援になつてはいけないと思い、Aさんが自分で選択してもらえるようにお手伝い出来たらと思っています。

認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、預貯金や不動産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、悪徳商法などの被害にあうおそれもあります。このような方々を保護し支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度 つて何?

ご存知ですか?

成年後見制度

あなたらしく生きるために

どんな場合に使うの?

親族間のトラブルをさけるためにも、老人ホームにいる父の財産管理を第三者にたのみたい……。



最近もの忘れがひどくて、アパートの管理費の計算をまちがえることも。代わりにお金のことをみてくれる人はいないから……。

たとえば……

元気な今のうちに、もしもにそなえて、友人に財産管理をたくしておきたい……。

兄の財産を守るためにも、知的障害の兄の貯金を弟が勝手に使いこんでいるようだ。



軽い認知症の母は、必要なのに高価なものを見つてしまい、困っている。また被書にあわないようにするにはどうしたらよいか……?

障害をもつ子どものために、わたしたちが死んだ場合を考え、子どもへの財産のひきわたしや施設への入所手続きなどを起こなう人を決めておきた



人生を悔いなくまつとうるためにも、病気が進行したあと、だれにお金や生活のことをまかせるのか決めておきたい……。



判断能力なし

成年後見制度

判断能力あり

法定後見 …… 判断能力が欠けているのが通常の状態の方
保佐 …… 判断能力が著しく不十分な方
補助 …… 判断能力が十分でない方
任意後見 …… 今はしっかりしているが、判断能力が十分でなくなったときに備えたいという方

「成年後見制度」は、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つに分かれています。
「法定後見制度」は、現在はしっかりとされているけれども、将来、判断能力が不十分になつたときに備える制度です。
「任意後見制度」は、認知症などに者としている制度です。

どんなしくみなの?

利用するには どうすればいいの？

利用するためには、所定の手続き（申立や契約）が必要になります。また、手続きができる人は、決められています。

法定後見制度では「本人・配偶者・四親等内親族・市区町村長等」が、任意後見制度では、「本人」が手続きを行うこととなります。

法定後見制度は「家庭裁判所」で、任意後見制度は「公正証人役場」で手続きを行います。

利用料は？

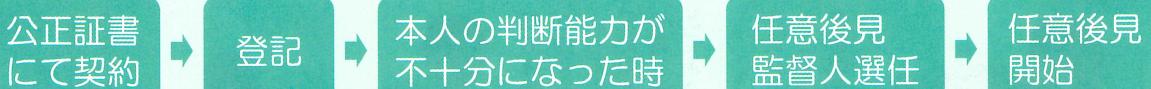
裁判所に申し立てる手数料、公正証書作成費用（任意後見の場合）、利用者の判断能力を確認するための鑑定（鑑定料は個々の事案によって異なります）や診断等に費用がかかります。

手続きのながれ

◆法定後見制度



◆任意後見制度



* 法定後見を申し立てる場合はおおよそ10万円程度必要といわれています。また、後見人等への報酬にも費用がかかります。

平成25年5月に八幡浜市から受託し、開所した「八幡浜市権利擁護センター」（以下、権利擁護センター）では、平成26年度は300件以上（4月～10月）の相談に携わっています。権利擁護センターでは、ご高齢の方、障がいを持たれている方、また、そのご家族の方からの相談を受付けています。その他、ご近所の高齢者等のくらしを心配している住民の声、成年後見制度について詳しく知りたい方、親族の後見人を受任しているけれど活動に不安がある方などからのお問い合わせも受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

前などの個人情報を無断で第三者へ知らせる事はありません。秘密は守られますので、安心してご相談ください。

権利擁護センターの受付時間は、平日（月曜日から金曜日）の午前8時30分～午後5時30分までとなってます。土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始はお休みですが、あらかじめお電話をしていただければ調整する事も可能ですので、まずはご連絡ください。

【お問い合わせ・相談】

八幡浜市社会福祉協議会
八幡浜市権利擁護センター

住 所

松柏乙1101番地

電話番号

(0894) 23-2940

「八幡浜市権利擁護センター」へのご相談